

環境保全型農業直接支払交付金

【令和4年度予算概算要求額 2,926 (2,450) 百万円】

<対策のポイント>

農業の持続的な発展と農業の有する多面的機能の発揮を図るために、農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、**地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動**を支援します。

<事業目標>

温室効果ガス排出削減への貢献、生物多様性保全の推進

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 環境保全型農業直接支払交付金 2,781 (2,360) 百万円

- ① 対象者：農業者の組織する団体、一定の条件を満たす農業者等
- ② 対象となる農業者の対象となる要件
- ア 主作物について販売することを目的に生産を行っていること
- イ 国際水準 G A P を実施していること
- ※ 指導や研修に基づく取組の実践です。認証取得を求めるものではありません。
- ウ 環境保全型農業の取組を広げる活動（技術向上や理解促進に係る活動等）取り組むこと
- ③ 支援対象活動
- 化学肥料、化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動**
- ※環境保全型農業の取組拡大に必要な活動に対する加算を拡充

2. 環境保全型農業直接支払推進交付金等 145 (90) 百万円

- ① 環境保全型農業直接支払推進交付金 128 (81) 百万円
- 都道府県、市町村等による環境保全型農業直接支払交付金事業の推進を支援します。
- ② 環境保全型農業効果調査事業委託費 17 (9) 百万円
- 本交付金の効果の検証に必要な調査・分析を実施します。

【支援対象取組・交付単価】

化学肥料、化学合成農薬を原則 5 割以上低減する取組と合わせて行う以下の取組

▶ 全国共通取組 国が定めた全国を対象とする取組

| 全国共通取組 | | 交付単価 (円/10a) |
|-------------|---|--------------------|
| 有機農業 注1) | そば等雑穀、飼料作物以外 | 12,000円 |
| | このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合注2) に限り、2,000円を加算。 | |
| | そば等雑穀、飼料作物 | 3,000円 |
| | 堆肥の施用 | 4,400円 |
| | カバークロップ | 6,000円 |
| | リビングマルチ (うち、小麦・大麦等) | 5,400円 (3,200円) |
| | 草生栽培 | 5,000円 |
| | 不耕起播種注3) | 3,000円 |
| | 長期中干し | 800円 |
| | 秋耕 | 800円 |



注1) 国際水準の有機農業を実施していることが要件となります。有機JAS認証取得を求めるものではありません。

注2) 土壌診断を実施するとともに、堆肥の施用、カバークロップ、リビングマルチ、草生栽培のいずれかを実施していただきます。

注3) 前作の畝を利用し、畝の播種部分のみ耕起する専用播種機により播種を行う取組です。

▶ 地域特認取組 地域の環境や農業の実態等を踏まえ、都道府県が申請し、国が承認した、地域を限定した取組（冬期湛水管理、炭の投入等）

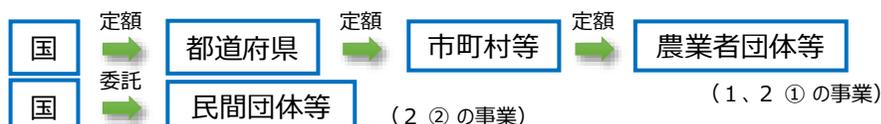
※交付単価は、都道府県が設定します。※配分に当たっては、全国共通取組が優先されます。

❖ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【加算措置】（令和4年度拡充事項）

| 加算項目 | 措置内容 | 交付単価 |
|---------|---|-------------|
| 環境整備加算 | 病害虫の発生源となる近隣の管理不良農地を整備する活動（簡易な草刈りや防除等）を支援 | 10,000円/10a |
| 取組広域化加算 | 環境保全型農業の新規取組者の受入れ・定着に向けた活動を新規取組面積に応じて支援 | 4,000円/10a |

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 農産局農業環境対策課 (03-6744-0499)